

平成24年第1回川本町議会定例会会議録

(第1日目) 平成24年3月9日 午前9時30分開議

議 長

おはようございます。

本日、平成24年第1回定例会が招集されましたところ、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございました。

ただいまの出席議員数は8名であります。

定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

尚、お知らせしておきますが、6番瀬上議員より都合により欠席届が提出されておりますので、ご報告いたします。

々

これより、平成24年第1回川本町議会定例会を開会いたします。

ただちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布しているとおりでございます。

々

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

今定例会の会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により議長において3番瀬尻議員、4番飯田議員を指名いたします。

々

日程第2「会期の決定」の件を議題といたします。

本定例会の会期は、あらかじめ議会運営委員会において協議をされております。

その結果につきましては、お手元に配布しております「審議予定表」(案)のとおり、本日9日から16日までの8日間とし、本日は諸般の報告、町長あいさつ、町長施政方針、教育長教育行政執行方針、議案の提案並びに提案理由の説明、全体審議の質疑、予算特別委員会の設置、委員会付託までを行います。

々

なお、本会議終了後、全員協議会を開催し、その後、議会運営委員会を開催する予定となっております。

々

また、後ほど日程第36において、皆さんにお諮りをし、予算特別委員会を設置する予定ですが、12日からは、予算特別委員会に付託される予算の審査、常任委員会に付託されている陳情・請願の調査を行い、16日まで開催予定としております。

々

15日は一般質問を行い、一般質問終了後、引き続き議会運営委員会を開催いたします。最終日の16日は、本会議を開き、委員長報告並びに討論、採決を予定しております。

議 長 以上、この予定（案）のとおり「決定」することに、ご異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）
異議なしと認めます。

々 よって、本定例会の会期は、本日 9 日から 16 日までの、8 日間とすることに「決定」いたしました。

々 なお、一般質問の通告は、本日の午後 1 時までとしておりますので申し上げます。

々 続きまして、日程第 3 「諸般の報告」を行ないます。
議長としての報告事項は、お手元に配付しております「議長報告・議員派遣の件」のとおりでございますので、ご覧いただきたいと思っております。

々 以上で「議長報告」並びに「諸般の報告」を終わります。

々 日程第 4 「町長あいさつ」を行います。番外三宅町長。

番外 平成 24 年第 1 回定例町議会を招集いたしましたところ、議員の皆様には
三宅町長 万障繰り合わせのうえ、ご出席を賜り誠にありがとうございます。不肖、私は、この度、無投票という形で当選の栄によくし 2 月 22 日に町長に就任いたしました。町長としての責任の重さと期待の大きさを痛感し、身の引き締まる思いでございます。今日まで川本町の多くの先輩が築かれた土台の上にこれから町民と一緒にあって、新たな川本町の歴史を積み上げていきたいと考えております。財政難の中、みんなで知恵を出し合い、安心して誇りを持って暮らせる町づくりを目指して参ります。議員各位のお力沿いをお願い申し上げます。ご挨拶とさせていただきます。よろしく申し上げます。

議 長 以上で、「町長あいさつ」を終わります。
先ほど予算委員会の設置する件で、「日程 36」と申し上げましたが、「日程 37」の誤りでございますので訂正をさせていただきます。

々 次に、日程第 5 「町長施政方針」を行ないます。番外三宅町長。

番外 （別添「町長施政方針」を朗読）
三宅町長
議 長 以上で、「町長施政方針」を終ります。

々 それでは次に、日程第 6 「教育長教育行政執行方針」を行います。

議 長	番外坂根教育長。
番外 坂根教育長 議 長	(別添「教育長教育行政執行方針」を朗読) 以上で、「教育長教育行政執行方針」を終わります。
々	ここで休憩を入れたいと思います。 柱の時計で10時50分まで休憩をいたします。 (午前10時37分)
議 長	会議を再開いたします。 (午前10時50分)
々	お諮りいたします。 この際、日程第7「議案第4号、消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について」から、日程第36「議案第33号、財産の取得の変更について」までを、一括議題にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。 (「異議なし」の声あり) 異議なしと認めます。 よって、そのように「決定」いたしました。
々	執行部から、議案ごとに順次提案理由の説明を求めますが、今議会におきましては、提案説明者並びに事務局長からの議案書の朗読は省略します。それでは、執行部から、議案ごとに順次提案理由の説明を求めます。
々	先ず始めに「日程第7、議案第4号」について説明を求めます。 番外東間総務課長。
番外東間総 務課長	(別添資料「議案第4号、消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について」の議案書により詳細説明)
議 長	それでは続いて、「日程第8、議案第5号、日程第9、議案第6号」について説明を求めます。番外左田野政策推進課長。
番外左田野 政策推進課 長	(別添資料「議案第5号、川本町地域情報通信基盤施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の議案書により詳細説明)
々	(別添資料「議案第6号、川本町江の川下流域活性化事業積立金条例の制定について」の議案書により詳細説明)
議 長	続いて、「日程第10、議案第7号から、日程第14、議案第11号」に

議 長	ついて説明を求めます。番外森口住民課長。
番外森口住民課長	(別添資料「議案第7号、川本町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について」の議案書により詳細説明)
々	(別添資料「議案第8号、川本町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について」の議案書により詳細説明)
々	(別添資料「議案第9号、川本町営改良住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について」の議案書により詳細説明)
々	(別添資料「議案第10号、川本町営住宅設置管理条例の一部を改正する条例の制定について」の議案書により詳細説明)
々	(別添資料「議案第11号、川本町廃棄物処理及び清掃に関する条例の制定について」の議案書により詳細説明)
議 長	続いて、「日程第14、議案第12号から、日程第16、議案第14号」について説明を求めます。 番外木村健康福祉課長。
番外木村健康福祉課長	(別添資料「議案第12号、川本町在宅介護支援センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について」の議案書により詳細説明)
々	(別添資料「議案第13号、川本町高齢者等福祉サービス事業分担金の徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の議案書により詳細説明)
々	(別添資料「議案第14号、川本町乳幼児等医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について」の議案書により詳細説明)
議 長	続いて、「日程第18、議案第15号」について説明を求めます。 番外安田地域整備課長。
番外安田地域整備課長	(別添資料「議案第15号、水道法に基づく技術上の監督業務を行う者を置く水道の布設工事等を定める条例の制定について」の議案書により詳細説明)
議 長	続いて、「日程第19、議案第16号から、日程第21、議案第18号」について説明を求めます。 番外谷川教育課長。

番外谷川教育課長	(別添資料「議案第16号、川本町スクールバス管理運行条例の一部を改正する条例の制定について」の議案書により詳細説明)
々	(別添資料「議案第17号、川本町公民館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の議案書により詳細説明)
々	(別添資料「議案第18号、かわもと図書館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の議案書により詳細説明)
議長	続いて、「日程第21、議案第19号」について説明を求めます。 番外東間総務課長。
番外東間総務課長	(別添資料「議案第19号、平成23年度川本町一般会計補正予算(第5号)」の議案書により詳細説明)
議長	続いて、「日程第23、議案第20号」について説明を求めます。 番外左田野政策推進課長。
番外左田野政策推進課長	(別添資料「議案第20号、平成23年度川本町地域情報通信事業特別会計補正予算(第3号)」の議案書により詳細説明)
議長	続いて、「日程第24、議案第21号」について説明を求めます。 番外木村健康福祉課長。
番外木村健康福祉課長	(別添資料「議案第21号、平成23年度川本町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)」の議案書により詳細説明)
議長	続いて、「日程第25、議案第22号」について説明を求めます。 番外安田地域整備課長。
番外安田地域整備課長	(別添資料「議案第22号、平成23年度川本町簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)」の議案書により詳細説明)
議長	続いて、「日程第26、議案第23号」について説明を求めます。 番外東間総務課長。
番外東間総務課長	(別添資料「議案第23号、平成24年度川本町一般会計予算」の議案書により詳細説明)
議長	続いて、「日程第27、議案第24号」について説明を求めます。

議 長	番外森口住民課長。
番外森口住民課長	(別添資料「議案第24号、平成24年度川本町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算」の議案書により詳細説明)
議 長	続いて、「日程第28、議案第25号から、日程第29、議案第26号」について説明を求めます。番外木村健康福祉課長。
番外木村健康福祉課長	(別添資料「議案第25号、平成24年度国民健康保険事業特別会計予算」の議案書により詳細説明)
々	(別添資料「議案第26号、平成24年度川本町後期高齢者医療特別会計予算」の議案書により詳細説明)
議 長	それでは、「日程第30、議案第27号から、日程第31、議案第28号」について説明を求めます。番外安田地域整備課長。
番外安田地域整備課長	(別添資料「議案第27号、平成24年度川本町簡易水道事業特別会計予算」の議案書により詳細説明)
々	(別添資料「議案第28号、平成24年度川本町農業集落排水処理事業特別会計予算」の議案書により詳細説明)
議 長	続いて、「日程第32、議案第29号から、日程第33、議案第30号」について説明を求めます。番外森川産業振興課長。
番外森川産業振興課長	(別添資料「議案第29号、工事請負契約の変更契約の締結について」の議案書により詳細説明)
々	(別添資料「議案第30号、川本町穀類乾燥調製施設の指定管理者のしているについて」の議案書により詳細説明)
議 長	続いて、「日程第34、議案第31号から、日程第35、議案第32号」について説明を求めます。番外東間総務課長。
番外東間総務課長	(別添資料「議案第31号、川本町公衆便所の指定管理者の指定について」の議案書により詳細説明)
々	(別添資料「議案第32号、邑智郡総合事務組合規約の変更について」の議案書により詳細説明)

議 長 続いて、「日程第 3 6、議案第 3 3 号」について説明を求めます。
番外谷川教育課長。

番外谷川教育課長 (別添資料「議案第 3 3 号、財産の取得の変更について」の議案書により詳細説明)

議 長 以上で執行部からの議案の提案理由の説明を終わります。
これより全体審議、質疑を行います。休憩はどう致しましょうか。
いいませんか。
(「はい」の声あり)
それでは、このまま会議を行います。

々 ここで全員協議会に切り替えを致します。

議 長 議案第 4 号から 3 3 号までの質疑を行います。各会計の当初予算議案の 2 3 号から 2 8 号までの 6 議案につきましては、後ほど設置していただきます予算特別委員会で審査・質疑を行って参りますので、この場での質疑は除きます。

〔全員協議会に切り替える～議案第 4 号より各会計の当初予算(2 3 号から 2 8 号)を除く 3 3 号まで質疑〕

議 長 以上をもちまして午前中の質疑を終了致しまして、午後 1 時から又、再開を致しますのでよろしくお願いを致します。

(午前 1 1 時 5 9 分)

議 長 ただいまより全員協議会を再開を致します。(午後 1 時 0 0 分)
(全員協議会～議案第 4 号～議案第 3 3 号まで(2 3 号から 2 8 号)を除く)

々 ただいまより本会議を再開いたします。(午後 1 時 4 1 分)

々 それでは、日程第 3 7「予算特別委員会の設置・調査付託・委員選任について」の件を議題といたします。

々 お諮り致します。
お手元に配布してある要綱案により、9 人の委員で構成する「予算特別委員会」を設置し、これに平成 2 4 年度一般会計及び特別会計の予算に関する審査並びに調査を付託のうえ、調査が終了するまでとする事と致したいと思いますが、ご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認めます。

よって本件につきましては、9人の委員で構成する「予算特別委員会」を設置し、これに付託して調査することに「決定」致しました。

々

ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第5条第1項の規定により、議員全員を指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よってそのように「決定」を致しました。

々

次に委員会の正副委員長について、事前に互選をしていただいておりますので、ご報告を申し上げます。

委員長に3番瀬尻議員、副委員長に4番飯田議員、以上のおとり正副委員長に選任されておりますので、よろしくお願いを致します。

々

それでは続いて、日程第38「陳情第1号、陳情第2号、請願第1号」の件を議題といたします。

々

本日までに受理致しました陳情・請願はお手元に配布しております「陳情文書表」、「請願文書表」のおとりであります。

会議規則第91条第1項の規程により、所管の常任委員会に付託致しましたのでご報告いたします。

々

以上で、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

(午後 1時43分)

この会議録は、川本町議会事務局長 鈺 英俊 が記載したもので、その内容において、正確である旨を証するためここに署名をする。

川本町議会議長

川本町議会議員

川本町議会議員